

令和2年度 環境修復事業 第205-2分6003号 桑名市源十郎新田事案 支障除去対策事業 低濃度PCB廃棄物（汚泥等）処理業務委託の公告に関する質問への回答（その8）

	質問内容	回答
①	<p><u>搬出場所</u></p> <p>大型車両（10tトラック）及びトレーラー（20tウイングトレーラー）の乗り入れは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p> <p>※質問に対する回答（その2）③を参照してください。</p>
②	<p><u>搬出期間</u></p> <p>前後に1～2か月変動することはあるが、搬出期間は以下の7か月と考えてよろしいでしょうか。（特記仕様書 第2章第3条第8項）</p> <p>令和3年1月～令和3年3月・・・掘削テント設置工事</p> <p>令和3年6月～令和3年8月・・・掘削工事</p> <p>令和3年11月・・・掘削テント撤去工事</p>	<p>その通りです。</p>
③	<p><u>落札希望数量</u></p> <p>上記 搬出期間内に落札希望数量を平準化して搬出していただけたらと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>上記②の搬出期間のうち、対象廃棄物の大半を令和3年6～8月に搬出することとしており、掘削テント設置工事（令和3年1月～令和3年3月）及び掘削テント撤去工事（令和3年11月）における搬出量は少量で平準化が必要な量ではありません。</p> <p>掘削工事を行う令和3年6～8月は、落札者ごとに平準化して搬出することを想定しています。</p> <p>※質問に対する回答（その4）③も参照してください。</p>